

我が社の省エネチャレンジ

中小規模事業所向けに、省エネに関する各種支援制度を実施しています。省エネはコスト削減等の経営改善に役立つ有効な手段の一つです。ぜひご利用ください。

●省エネ専門家派遣制度

①エコアドバイザー派遣コース

区内の事業所へエコアドバイザーを派遣し、経営改善につながる設備の更新や運用改善などの省エネに関するアドバイスを行います。

エコアドバイザー派遣による提案例

◎10年以上前の空調を更新すると…?

空調の電気使用量が約40%削減!

◎照明をLEDへ更新すると…?

照明の電気使用量が約50%削減!

★助成金制度もあります!

エコアドバイザー派遣等で認められた機器
・導入費用(税抜)の20% 上限30万円

※空調や照明以外にも、冷蔵庫、食洗機などの厨房機器なども対象になります。

②ソーラー診断コース

区内の事業所等へソーラー診断士を派遣し、太陽光発電システムの設置の適否や、導入による費用対効果等に関する提案、業者との契約時の注意点、近隣トラブル等についてもアドバイスします。

★太陽光発電システムの助成金もあります!

1kWあたり5万円 上限50万円

※この他、窓・外壁等の断熱改修、雨水貯留槽、高反射率塗料、屋上・壁面・地先・駐車場绿化の助成金もあります。詳しくはお問い合わせください。

省エネ専門家派遣や助成金に関するお問い合わせ

台東区役所環境課

FAX (5246)1281
(5246)1159

●東京ソーラー屋根台帳をご活用ください!

東京ソーラー屋根台帳とは、東京都が作成した、建物ごとに太陽光発電等への適合度を地図上で色分けし、分かりやすく示したWEBマップです。まずはあなたの事業所等が太陽光発電等の設置に適しているか確認してみましょう。

●東京ソーラー屋根台帳に関するお問い合わせ

TOKYO太陽エネルギー相談室

☎ (6744)7300

※ソーラー屋根台帳の詳細は

<http://www.tokyosolar.jp>へアクセス

製靴関係の專業的家内労働者の方へ 履物関係の仕事情報を 提供しています。

東京都では、製靴関係の專業的家内労働者の方に、紳士靴婦人靴(製甲、底付けなど)の仕事情報を提供しています。仕事をお探しの方はご利用ください。

▽閲覧場所

①東京都家内労働相談コーナー
(浅草5-170-11 川口ビル2階)

②台東区役所9階 産業振興課窓口

③台東区役所北部区民事務所清川分室

④東京都人権フランダス1階
※東京都家内労働相談コーナーでは、職人募集情報の受付や、家内労働全般についての相談も行っています。

▽問合せ

東京都家内労働相談コーナー

URL <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sosiki/kanairodo/>

東京保護観察所より 「協力雇用主」を募集しています。

東京保護観察所では、非行歴や犯罪歴のある人や保護観察中の人たち等をその事情を理解した上で雇用し、その立ち直りを助ける事業主様を募集しています。ぜひ更正の決意を持った人たちを支え、健全な社会の一員となれるようご協力をお願いいたします。

★詳しくは東京保護観察所へ

☎ (3597)0137

労働者無料健康相談 のお知らせ

台東区内の労働者50人未満の事業所とそこに勤務する労働者を対象に、無料の健康相談を行っています。

▽相談内容

●一般的健康相談

●従業員の健康管理

●過重労働者に対する医師による直接指導

●メンタルヘルスの進め方

●成人病の予防方法など

●相談内容の秘密は厳守します。

▽申込み・問合せ

台東区地域産業保健センター
(下谷医師会内)

☎ (3831)0077

①都内に在住または在勤の専業的家内労働者
△加入できる方
15歳～75歳(新規加入は、69歳まで)の現在健康で働いている方
△申込み・問合せ
(公財)東京都中小企業振興公社
(0120)816093
(フリーダイヤル)

△期間
平成27年3月31日まで
(平成26年度分)
△場所
東京都が指定した都内の指定医療機関

△対象
都内に在住又は作業場があり、皮革業に従事し、有機溶剤を含む接着剤等を使用する家内労働者とその補助者の方
△費用
受診料は無料
(受診料は都の受診票が必要)
△申込方法
電話で左記へ
△申込み・問合せ

あんしん共済 を「ご存知ですか

家内労働者・個人事業主の方へ

病気やケガで働けなくなつたときの「生活の安定」を目的とする、東京都の傷病共済です。

②都内に在住または在勤の、從業員4人以下の製造業または製造小売業を営む個人事業主

③①、②の家族従業者

②都内に在住または在勤の、從業員4人以下の製造業または製造小売業を営む個人事業主

③①、②の家族従業者



上野労働基準監督署からのお知らせ

10月1日から東京都最低賃金(地域別最低賃金)が時間額869円から888円に改正されました。

都内で働くパート・アルバイトを含む全ての労働者に適用され、日給制・月給制などの賃金体系を探っている場合にも全て時間額に換算して適用されます。

★詳しくは、上野労働基準監督署へ
☎ (3828)6711

各種会議・打合せ・研修等に 産業研修センター会議室 をご利用下さい。